

講座情報

2025
4

4月は「若年層の性暴力被害予防月間」です

性犯罪・性暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。進学・就職など新生活が始まる時期である4月は「若年層の性暴力被害予防月間」です。若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならない社会をつくっていきましょう。(詳しくは[内閣府ホームページ](#)を参照)

性的な行為 あなたの同意がないならそれは性暴力

あなたのこころとからだは、あなた自身のものです。いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、あなたが決めることです。あなたの同意のない性的な行為は「性暴力」です。相手と対等な関係でなかったり、嫌だと言えない状況であったりしたなら、本当の同意があったことにはなりません。また、一つの行為に同意をしたとしても、他の行為に同意したことにはなりません。

二次被害をなくそう

周囲からの思い込みや偏見などによる言動によって、被害を受けた人がさらに傷つけられてしまうことを「二次被害」といいます。何気なくかけた一言によって、被害者は無力感や罪悪感、自責感を強めてしまうことがあります。どのような発言が二次被害にあたるかを知りましょう。

一人で悩んでいませんか

もし性暴力の被害にあってしまったら、一人で悩まず、[ワンストップ支援センター](#)に相談してください。[全国共通番号#8891](#)にかけると、最寄りの支援センターにつながります。プライバシーは守られますので安心して相談してください。

また、[性暴力に関する SNS 相談「Cure time \(キュアタイム\)」](#)では、これって性暴力?と思うような悩みごと、不安なこと、誰にも言えず困っていることなどをチャットやメールで相談できます。

被害を相談されたら?

友人や家族など大切な人から被害を打ち明けられたとき、みなさんは被害にあった人を安心させることができる重要な存在です。

必要に応じて、上記の「[ワンストップ支援センター](#)」や、[SNS 相談「Cure time \(キュアタイム\)」](#)などの相談先を紹介してください。プライバシーは守られますので、安心して相談できることを伝えてください。

【思い込みによる発言の例】

- ・露出度の高い服装をしているから
- ・本当に嫌なら、抵抗できたはず
- ・男性なら、性被害を受けるわけがない

【悪意のない発言の例】

- ・よくあることだから気にしない方がいい
- ・もっと自分を大切にしてください
- ・今後はしっかり避妊しようね

ワンストップ支援センターが できること

ご本人の意思を尊重し、以下の支援を行います



相談

専門の相談員が、被害者の不安な気持ちに寄り添い、一緒に考えます。



医療的支援

医療の提供や証拠採取等を行う病院の紹介、同行等を行います。医療費等の補助もあります。



同行支援

病院や警察への同行等を行います。



心理的支援

必要に応じ、カウンセリングを提供します。



法的支援

弁護士などの専門家を紹介します。また、裁判所、弁護士事務所などに同行します。



関係機関と連携

警察、学校、自治体などの関係機関と連携して支援します。家族への支援も行います。

男女共同参画活動団体を募集中！

加古川市民交流ひろばで、男女共同参画や性の多様性の尊重に関する活動を行う「男女共同参画活動団体」を募集しています。認定された団体は、会議室を2分の1の使用料で利用できます。JR 加古川駅から徒歩3分、カピル 21 ビル5階の加古川市民交流ひろばで活動してみませんか？

認定要件（抜粋）

- ①男女共同参画に関する活動または性の多様性の尊重に関する活動を行うこと。
- ②加古川市が行う男女共同参画等に関する活動に可能な範囲で協力すること。
- ③営利を目的とした活動を行わないこと。 ④宗教活動や政治活動を行わないこと。
- ⑤代表者、副代表者及び会計を決定すること。
- ⑥会員3名以上で構成される団体であること。
- ⑦誰でも加入できる団体であること。
- ⑧会員は、暴力団員や社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。



認定要件・提出書類など、詳しくは[市ホームページ](#)をご確認ください

ご存じですか？

ひょうご・こうべ女性活躍推進企業 (ミモザ企業) 認定制度

ミモザ企業認定制度は、企業における女性活躍を促進するため、兵庫県と神戸市が令和4年度に創設した制度です。女性活躍の現状を20項目に“見える化”し、14項目を達成した「ミモザ企業」、8項目を達成した「フレッシュミモザ企業」として認定し、女性の活躍や多様な働き方などに積極的に取り組む企業としてPRしています。これまでにミモザ企業198社、フレッシュミモザ企業85社が認定されました。加古川市でも認定に取り組む企業を応援しており、計11社が認定されています。

【ミモザ認定企業】

認定年度	企業名	業種
令和5年度	社会保険労務士法人オフィスねこの手	サービス業
	多木化学株式会社	製造業
	滝川工業株式会社	製造業
	株式会社ティエルバイ	製造業
	社会福祉法人博愛福祉会	医療・福祉
令和6年度	兵庫南農業協同組合	サービス業
	株式会社フジヤ號	卸売業・小売業
	株式会社マルアイ	卸売業・小売業



【フレッシュミモザ認定企業】

認定年度	企業名	業種
令和6年度	オークラ工業株式会社	製造業
	株式会社おちあい	卸売業・小売業
	但陽信用金庫	金融業・保険業



認定された企業が使用できる「認定マーク」は、WOMEN（女性）・WORK（働く）・WITH（一緒に）・WONDERFUL（すばらしい）の頭文字である“W”の文字、国連が定めた国際女性デーの象徴であるミモザの花、そして、女性の横顔をモチーフとしています。女性の髪を飾るミモザの花は、多様で柔軟なアイデアが生まれゆくイメージを表現しています。企業のホームページなどを見るときには、ぜひ認定マークをさがしてみてくださいね。

※ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度の詳細は、[兵庫県ホームページ](#)をご覧ください。

性の多様性の尊重に関する取組について

LGBTQ+の人々を取り巻く社会的制約や不利益の解消につなげる取組や、全ての市民が性の多様性を尊重し、多様な生き方を互いに認め合い、自分らしく、安心して暮らせる社会を実現するための取組を進めています。



LGBTQ+ 専門相談

LGBTQ+についての相談経験のある専門相談員が対応します

LGBTQ+の人々だけでなく、その家族や友人、学校や職場の関係者などからの、「恋愛感情や性的な関心などの感情がどの性別に向くか」や「自分の性別をどう認識しているか」などの性のあり方に関する様々な悩みや不安についての相談を、電話または対面により受け付けます。

電話相談

【対 象】どなたでも（匿名可）
【電話番号】079-427-9108（電話相談専用）
【相談日時】4月28日(月)14:00~17:00
（1回30分まで）
【相談料】無料 ※通話料金はかかります。

対面相談

【対 象】市内に在住・在勤・在学されている方
【相談日時】相談員と調整（1回1時間まで）
【相談料】無料
【場 所】加古川市民交流ひろば

◇詳しくは、[市ホームページ](#)をご確認ください◇

パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度

「パートナーシップ」の関係にあるお二人からの届出や、お二人のほかに近親者（※）も含めた「ファミリーシップ」の関係にある方からの届出を、市が受理したことを証明する制度です。

※近親者とは、直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族をいいます。

パートナーシップ

一方又は双方が LGBTQ+ であって、お互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約束したお二人の関係

ファミリーシップ

パートナーシップの関係にあるお二人のほか、いずれかの子や親などの近親者も含め、家族として、日常生活において継続的に協力し合うことを約束した関係

◇届出要件・必要書類など、詳しくは[市ホームページ](#)をご確認ください◇

▲届出受理証明書
(表・裏面)

性の多様性の尊重に関する啓発リーフレット

性の多様性に関する正しい知識を学べるリーフレットを作成しています。ぜひご覧ください。



▲市民向けリーフレット



▲こども向けリーフレット
(小学4~6年生対象)



▲こども向けリーフレット
(中学生対象)

キャリアコンサルタントによる

女性のための働き方相談

わたらしい働き方、再職、転職、起業などの**チャレンジしたい気持ち**について相談できます。キャリアコンサルタントの資格を持つ“男女共同参画推進専門員”が、専門的な視点から問題点を整理するお手伝いや、必要な情報提供を行い、あなたのチャレンジを応援します。

毎週 水・木曜日

10:00～15:30

(場所：加古川市民交流
ひろば)

※事前にご予約ください。

※相談時間は最大 50 分

※託児あり(無料、相談日の
1週間前までに要予約)

《相談例》

- ◆今の働き方を見直したい、転職しようか悩んでいる
- ◆子育て・介護が一段落したので働きたいけど
ブランクがあるので不安
- ◆面接のトレーニングをしたい
- ◆履歴書や職務経歴書の書き方が分からない
- ◆自分の強みを見つけたい
- ◆起業に興味がある

電話または[かこがわ
オンライン申請シ
テム](#)よりお申し込み
ください

相談
無料

社会保険労務士による

女性のための労働相談

託児
あり

女性の社会保険労務士が、職場における悩みや疑問について、解決への道筋をアドバイスします。たとえば、上司や同僚との人間関係のトラブルも法的に考えると解決できる場合があります。職場のトラブルには、行政への申告制度やあっせん制度、そして司法による調停制度などもあります。

4月16日(水)

14:00～17:00

(場所：加古川市民交流
ひろば)

※事前予約優先(当日予約
は電話のみ受付)

※相談時間は最大 50 分

※託児あり(無料、4/10(木)
申込締切)

《相談例》

- ◆労働条件が悪くなった、なぜ？
- ◆突然に明日から来なくていいと言われた
- ◆長年勤めてきたのに契約更新しないと
言われた
- ◆パワハラ・セクハラなどのハラスメントを
受けた、今も受けている
- ◆パートでも社会保険の加入は必要？
- ◆働き方を変えると私の年金はどうなるの
かな

電話または[かこがわ
オンライン申請シ
テム](#)よりお申し込み
ください



講座の申込み・問合せ

令和7年4月発行

加古川市 市民活動推進課 男女共同参画・多様性社会推進係
加古川市男女共同参画センター

〒675-0065 加古川市加古川町篠原町21-8
カピル21ビル5階

【電話】079-424-7172 【FAX】079-454-4190

【業務時間】月～金曜日 9時00分～17時30分

※祝日、年末年始、施設保守点検日を除く



・男女共同参画センターFacebook は[こちら](#)

・男女共同参画センターInstagram は[こちら](#)

○指定駐車場をご利用の方は、1時間または2時間無料券をお渡ししますので、
駐車券をご持参ください。

＜指定駐車場＞①加古川駅前立体駐車場 ②オーエムパーキング

③平成パーキング ④OKパーキング ⑤大村第一駐車場

○駐輪場は★加古川駅南自転車駐輪場(2時間以内は無料)をご利用ください。